

【期間】2月16日(木)～3月15日(水)

所得の申告時期となりました

～申告は正しくお早めに!!～

平成28年分所得の申告時期となりました。平成28年1月1日～12月31日の1年間の所得を申告してください。申告の対象は、所得税、個人事業税、市県民税、国民健康保険税です。相談会場・時間は7ページの一覧表のとおりです。なお、事業規模の大きい(所得金額がおおむね300万円を超える)方や不動産の譲渡所得、住宅借入金等特別控除を受ける方、青色申告をする方は、税務署で相談してください。

《問合せ》税務課 ☎21-9045

期限内に必ず申告を!

この申告書は、所得証明書、福祉医療(老人医療等)・児童手当の給付、保育所の入所や市営住宅入居などの手続きに必要な資料となります。申告がないと、これらに係る諸証明が発行できませんので、期限内に申告をしてください。

必要な書類・証明書・印鑑を忘れずに!

相談にお越しになる前に「平成29年度市民税・県民税申告のてびき」をよく読んで、

市県民税・国民健康保険税の申告

申告の必要な方

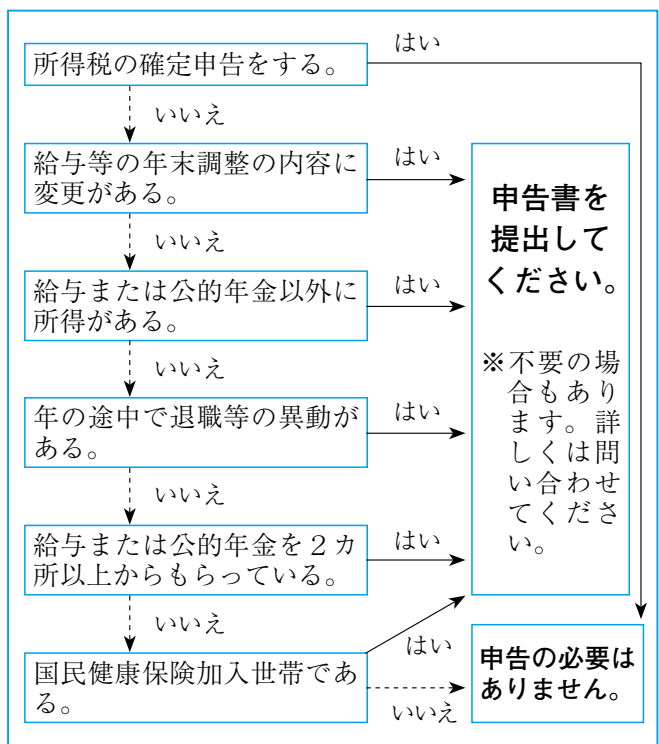
平成29年1月1日現在、本市に住所があり、平成28年中に所得のあった次の方

- 国民健康保険加入世帯の方(「低所得者軽減」の関係で、所得の有無にかかわらず申告書の提出が必要な場合があります)
- 給与所得の他に所得のある方
- 2カ所以上から給与の支払いを受けた方
- 雑損控除・医療費控除・寄附金控除の適用を受ける方

申告の不要な方

- 所得税の確定申告をする方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていて、他に所得

市県民税・国民健康保険税申告書提出の要否



帳簿などは必ず整理しておいてください。来庁時には、申告者本人が申告書を作成の上、必ず持参してください。帳簿の整理ができていない場合は、必要書類がない場合は、相談を断ることがあります。

なお、市役所での申告相談は大変混雑します。所得税・消費税の申告をする方は、税務署やじばやNTAJIMAなどでの申告相談を利用してください。



75歳以上の後期高齢者医療対象者の方

税法では申告が不要な場合でも、後期高齢者医療の保険料を算定する上で、申告が必要な場合があります。詳しくは市民課国保医療係に問い合わせてください。

市県民税申告書(兼国民健康

保険税申告書)の配布

昨年、市県民税申告書を提出され、今年も申告が必要と思われる方には、1月下旬に郵送します。

給与所得以外の市県民税の納付方法

市県民税を特別徴収(給与から天引き)で納付する方で、給与以外の所得分を普通徴収(自身で納付)で納付したい方は、確定申告書等への記載が必要です。



確定申告・事前集合指導の廃止

例年2月上旬に、年金所得者を対象として本庁舎と各振興局の庁舎で開催していた確定申告の事前集合指導は、昨年度から廃止となりました。

マイナンバー

申告書には、マイナンバーを記載してください。提出の際には、申告者の①②いずれかの確認書類の提示(原本)または提出(コピー)が必要です。
 ①マイナンバーカード(個人番号カード)※コピーの場合
 ②次のア・イ両方の書類

ア	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード ・住民票の写し(マイナンバー記載あり)などのうち、いずれか一つ
イ	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証(保険証) ・パスポート ・身体障害者手帳などのうち、いずれか一つ

申告相談会場一覧表

申告相談会場	2月														3月														受付・相談時間
	16	17	20	21	22	23	24	27	28	1	2	3	6	7	8	9	10	13	14	15									
	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水									
豊岡税務署別館1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(受付) 8:30~16:00 (相談) 9:00~受付分終了								
市役所本庁舎2階大会議室 城崎庁舎 竹野庁舎 日高庁舎 出石庁舎 但東庁舎		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(受付) 8:30~16:00 ※午前は人数制限あり (相談) 8:30~12:00 13:00~受付分終了								
じばさんTAJIMA 6階		●	●	●	●				●		●	●									(相談) 9:30~12:00 13:00~16:00								
城崎さとの湯1階			●			●							●																
豊岡市商工会竹野支部1階		●							●																				
豊岡市商工会日高支部2階			●	●			●	●					●																
豊岡市商工会出石支部1階					●	●		●	●				●																
市役所但東庁舎相談室1					●			●					●																

※○印は所得税の確定申告、●印は税理士による所得税の確定申告(土地・建物・株式等を売却された所得、贈与税や相続税、山林所得に関する指導・相談は行っていません)、○印は市県民税・国民健康保険税の申告(所得税の申告も可)の相談を行います。会場開設当初と申告期限間際は混雑が予想されます。
 ※市役所での午前相談分の受付は午前11時30分までです。人数制限をしていますので、早めに受付を終了する場合があります(夜間相談・休日相談も人数制限をします)。
 ※豊岡税務署の受付は午後4時までです。混雑状況に応じて、早めに受付を終了する場合があります。

相談	月日	相談会場	受付時間
夜間相談	2月24日(金)	本庁舎2階大会議室、城崎庁舎、竹野庁舎、日高庁舎、出石庁舎、但東庁舎	18:00~20:00 (受付人数制限あり)
休日相談	3月5日(日)		8:30~11:30 (受付人数制限あり)

こんなに便利！自宅で申告

《問合せ》豊岡税務署個人課税第1部門 ☎22-2144

自宅等で国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、とても便利です！

○**税務署に出向く必要なし**

e-Taxでの送信や、印刷して郵送等による提出もできます。



○**自動計算でいつでも作成可能**

計算誤りのない申告書を作成できます。

○**スマホ・タブレット端末でも作成できます！**

この場合、パソコンで利用可能なe-Taxでの送信など、一部機能が利用できません。申告に

当たっては、申告書を印刷して郵送等で提出する必要があります。コンビニエンスストア等のプリントサービス(有料)を利用して申告書を印刷することもできます。



○**不明な点は電話で確認できます！**

e-Tax・作成コーナーヘルプデスクナビダイヤル(全国一律市内通話料金)
☎0570-01-5901

※豊岡税務署の申告書作成会場は、2月16日(木)から開設します。